

平成20年度 第3回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成20年7月1日(火) 15時00分～17時00分
2. 場 所：総務省5階第4特別会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針について
 - (2) 登録政治資金監査人の業務制限について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録に係る広報等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査の基本的性格(案)
- 資料2 政治資金監査に関するフローチャート(未定稿)
- 資料3 政治資金監査に関する具体的な指針骨子(案)
- 資料4 登録政治資金監査人の業務制限について
- 資料5 登録政治資金監査人の登録に係る広報資料
- 資料6 登録政治資金監査人の登録申請について
- 参考 第2回委員会における主な意見
- 資料A 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)(未定稿)
- 資料B 政治資金監査実施要領(現場対応マニュアル)(未定稿)
- ～監査事項確認チェックリスト～
- 資料C 政治資金監査実施要領(現場対応マニュアル)(未定稿)
- ～会計責任者等に対するヒアリングにおける確認事項～

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

なお、本日は都合により谷口委員が欠席となっております。また、事務局より人事異動の紹介があるようですので、お願いいたします。

【丹下事務局長】 人事異動の御紹介をさせていただきます。本日付で着任いたしました政党助成室長千葉義弘でございます。

【千葉政党助成室長】 本日付で政党助成室長を拝命いたしました千葉でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、その前に前回の委員会において第1回委員会の議事録をお配りし、本日の委員会でお諮りすることとしておりましたが、第1回委員会の議事録について、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。また、第2回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に次回の委員会でお諮りさせていただきたいと思いません。

それでは、本日、1番目の議題の「政治資金監査に関する具体的な指針について」ですが、事務局に説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

まず、資料ですが、お手元の資料を御覧いただきますと、まず、次第の後に「配付資料目次」とあり、資料1から資料6、また参考として、前回の委員会における主な意見、これは既に御覧いただきました議事の要旨から抜粋したものでございます。それとは別に、非公表資料として、資料A、資料B、資料Cと委員限りとした資料がございます。まず、1番目の議題、「政治資金監査に関する具体的な指針」につきましては、資料1から資料3までと、非公表資料として委員限りの資料であります資料A、B、Cを御説明させていただきたいと思いません。

まず、資料1を御覧いただきたいと思いません。「政治資金監査の基本的性格(案)」とした資料ですが、これは前回の委員会におきまして席上配付資料として御審議をいただきまし

た「政治資金監査の基本原則（未定稿）」としたものをさらに検討を加え、整理したものでございます。基本的性格として4点、掲げております。1つは、外部性を有する第三者による監査であること。2つ目が、職業的専門家による監査であること。3つ目は会計事務に対する外形的・定型的な監査であること。4つ目は当事者間の相互信頼に基づく監査であることといたしております。これにつきましては、政治資金監査マニュアルの中にも盛り込んでいきたいと考えており、その文案につきましては、委員限りとしております資料A「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）（未定稿）」としております資料の3ページの下のところ、「政治資金監査の目的」の「3.政治資金監査の基本的性格」としてしておりますが、ここのところから4ページ、5ページにかけて、実際、マニュアルの方に盛り込む文案として掲げておりますので、こちらをあわせて御覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料2を御覧いただきたいと思っております。資料2はA3の資料ですので、ちょっと折ってありますものを広げて御覧いただきたいと思っております。これは今回の政治資金監査のフローをまとめたものでございます。まず、監査契約締結をしていただくということですが、これは、登録政治資金監査人と政治団体の間で契約の締結ということになるわけですが、監査マニュアルを参考として契約を締結していただく。したがって、マニュアルでは契約に当たっての留意事項をまとめたと考えております。また、利害関係の有無も確認をしていただく。

次に監査の事前準備でございますが、監査人の側で、団体との間で監査日程の協議・決定をする。さらに、監査実施体制を確認するということは当然のこととして、ここで重要なことは、監査を受ける国会議員関係政治団体の側において、会計帳簿や領収書等を監査の場所にまとめておいていただくということ。特に領収書につきましては、項目別・日付順に整理するなど、効率的な監査が行われるように要請することを掲げております。

次に現場での監査、これはマニュアルに定める手続きを実施していただくものでございますが、書面監査と会計責任者等へのヒアリングに区分しております。書面監査では、原則として監査対象の政治団体の事務所に出向いて行っていただく。法律に規定している監査事項について、監査マニュアルに沿ってチェックを行っていただく。この過程で、会計責任者に確認すべき事項を発見・抽出し、ヒアリングで確認をするという流れを想定しております。この内容の詳細は、後ほど、資料Aの「政治資金監査マニュアル（未定稿）」の方で御覧いただきたいと思っております。監査報告書では、監査マニュアルに従って実施した監

査手続きの結果を報告するものとしておりまして、監査で確認した事実、確認できなかった事実をありのままに記載していただくことを考えております。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと思います。資料3は「政治資金監査に関する具体的な指針骨子(案)」としておりますが、これは、資料A「政治資金監査マニュアル(未定稿)」の目次からまとめたもので、ここから委員限りの資料であります資料A、B、Cの説明をさせていただきたいと思います。

資料Aの監査マニュアル(未定稿)を御覧いただきたいと思います。1ページ目は目次です。1つ1つの説明をいたしますと時間がなくなってまいりますので、特に御議論いただいて委員会として意見をおまとめいただく必要があると思われる論点を中心に説明をしたいと考えております。

政治資金監査マニュアルにつきましては、1ページの目次にあります本体と、2ページ目を御覧いただきたいと思います。2ページ目に「政治資金監査実施要領(現場対応マニュアル)」として10項目ほど掲げております。この実施要領は、マニュアルの本体には記載しないわけですが、実際に監査をする際に重要だと思われる事項を、この実施要領として詳細に説明をしていきたいというふうに考えておりまして、これらにつきましても、この委員会で御議論いただいた上でまとめていきたいと考えております。

なお、本日は、この10項目のうちの上から4番目、「監査事項を確認するためのチェックリスト」と、下から2番目、「会計責任者等に対するヒアリングにおける確認事項」、この2つを資料B、資料Cとしてお手元にお配りしております。

なお、その他のものにつきましても、このマニュアルを成案とする目途であります秋までには、この場で御検討をいただいて、ここに盛り込んでいきたいと考えております。

続きまして、3ページから5ページでございます。政治資金監査の目的でございますが、これにつきましては、先ほど資料1のところでも申しましたが、前回の資料のところでも、基本原則としてお示したものの中からは、例えば、「独立した第三者」といったところを「外部性を有する第三者」に変えているということ。また、「職業的専門家としての正当な注意」というものの表現を改めていることなど、また、政治資金監査マニュアルの位置付けといったものをどうするかといったようなことについて検討を行い、このようにまとめているところでございます。

次に6ページで、監査指針です。この6ページ目では、中ほどに、上から5つ目の○ですが、「登録政治資金監査人は、政治資金監査の内容、発見事項、結果等を記録し、監査調

書として保存しなければならないこと。監査調書の記載事項等の詳細については政治資金監査実施要領で規定」と、このようにいたしておりますが、この監査調書の記録・保存につきまして、このマニュアルに記載するべきか、否か、記録を残すことの重要性と、その影響の両面からの検討が必要と思われまます。

次に、一番下の○ですが、この調査方法につきましては、抽出調査を認めるのか、全数調査をすべきか、ということについて、重要なポイントですので、この委員会で決めていく必要があるかと思われまます。

続きまして7ページを御覧いただきたいと思ひます。ここでは、「(3)監査契約締結」、「(4)監査事前準備」というものを記載しております。これらに関連いたしまして、政治団体に対して監査に入るときに、監査対象となる年が終わってからいきなり監査に入るのではなく、年初から、あるいは年の途中から、監査に入る前に事前に会計処理とか領収書の保存を指導するなど、監査が効率的に行われるようにするための事前契約のようなものが必要ではないかという考え方があり、これについて、このマニュアル上、どのように対応していくかということが論点の1つかと思われまます。

続きまして、8ページ目を御覧いただきたいと思ひます。これは個別の監査指針で、まず、監査項目、法律の方で記載しております監査事項ですが、四角で囲っております「会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること」ということで、これらの会計帳簿等の保存の監査についてですが、監査の対象について、保存義務がかかる3年分か当該年分か、総務省においてさらに検討が必要ですので、本日の資料では「検討中」といたしております。

次に、会計帳簿への支出先の住所の記載についてですが、これは(2)の下から2つ目の○のところに、法律では会計帳簿に支出を受けた者の氏名及び住所云々といったものを記載しなければならないとされております。一方で、会計帳簿の必要記載事項を確認する際にどのような書類で確認するべきか、ということ論点として掲げております。今、申し上げましたように、政治資金規正法においては、すべての支出について住所の記載を義務付けていることを念頭に置きまして、どのように監査を行い、どのように監査報告書に記載をしていくのかといったことについて御審議をいただきたいと考えております。

続きまして、9ページでございます。上から3つ目の●、人件費についてです。今回の法改正におきましては、事務所費とか光熱水費とか、経常経費につきましてもその明細を収支報告書に記載することになったわけですが、人件費につきましては、今回の改正にお

いても収支報告書に明細が記載されませんので、その内訳を見るのは監査のときだけになるわけでございます。この人件費につきましても、領収書等の徴収が必要であります。仮に、政治団体において領収書を徴していないような場合に支出の確認をどのように行うべきか、といったことをマニュアルで示すことが必要ではないかということで、ここに掲げております。

その次の次ですが、領収書につきましては、ここにありますように、収入印紙の貼っていない領収書、あるいは、あて名のない領収書、また、上様領収書、特に政治団体の場合は正式名称と異なる名称での領収書といったものが現場では出てくるのではないかと考えられます。また、さらには、真正性について疑義のあるものなど、そういったものについて現場での監査がまちまちにならないよう考え方を示す必要があるかと思われまます。これにつきましては、先ほど御覧いただきました資料Aの2ページ目のところで実施要領として現場対応マニュアルが10項目あるとしておりますが、その中の1つに、「領収書等の現物確認に当たっての留意事項」といった項目も掲げており、そういう中で、この委員会での審議を踏まえて考え方をまとめていきたいと思っております。

それから、9ページの中ほどと10ページの一番上のところで、「会計帳簿、収支報告書に計算誤りがないかどうか検算して確認すること」と書いてありますが、これにつきましては、現在、総務省が開発中の会計ソフトを使用すればこのような単純作業は軽減できるのではないかと、そういったソフトの使用を政治団体に義務付けることはできないのかというような考えもございしますが、義務付けの規定が現状はございませんので、政治団体の会計実務が多様であることを前提に、この検算についても記載しているというところがございます。

続きまして、10ページです。ここでは、領収書等を徴し難かった支出の明細書ということで、徴し難明細書の確認があるわけですが、そもそも、徴し難事由、どういう場合が領収書を徴し難かった事由として認められるのかといったことが明らかでないと、監査としてはなかなか行いくいのではないかと、そういうものについても具体例を示す必要があるのではないかと、先ほどと同様、2ページ目のところの「実施要領（現場対応マニュアル）」のところでは、領収書等を徴し難い事情の具体例といったものも示せないかというふうに考えているところです。

それから、10ページ目の「(5)会計責任者等に対するヒアリング」ということで、会計責任者等に対するヒアリングにつきましては、ヒアリングでの確認事項というものを別

に作成しておりますので、ここで、資料C、1枚紙を御覧いただきたいと思います。この資料を見ていただきますと、ヒアリングでは、まず、当該政治団体の日常の会計処理方法を確認していただいた上で、書面監査で抽出された事項について確認することとしておりますが、ヒアリング事項を監査人の裁量に委ねるのは監査人に厳しいのではないかとの考え方もありまして、確認していただく必要があると思われる事項をここに列挙しております。一連のヒアリング事項の中では、支出項目の分類の基準はどうか、経常経費、他の政治団体への支出などについてさらに詰めていく必要があると思われま。

なお、支出項目の分類につきましては、政治団体からは、わかりにくい、また、より明確な基準を示してほしいとの指摘もございますので、当委員会として、政治団体の実態といたしましょうか、そういったものを各政党に対して、具体的にどのような支出項目が問題となるかについて照会することも必要ではないかと考えているところでございます。

資料Aにお戻りいただき、12ページからが政治資金監査報告書になります。13ページの最後のところで、「会計責任者等に対するヒアリングで確認した事項を政治資金監査報告書に記載する」としてありますが、ただいま見ていただきました資料Cとあわせて御検討いただくことになろうかと思われま。

資料Aにつきましては以上でございます。

次に資料Bを御覧いただきたいと思います。これは「監査事項確認チェックリスト」ということで、これは監査人が遺漏なく監査を行ったかどうかを確認するためのリストとして必要であろうと考えておりますが、これを御覧いただきますと、3ページ、4ページ目のところについては、「yes」「no」で答えられないのではないかとといった問題、また、監査報告書との重複も見られる点など、私ども事務局としてもさらに検討が必要と考えているところでございます。

以上、申し上げました論点のほか、政治資金監査の報酬につきまして、報酬計算の基本的な考え方を監査マニュアルで示すことができるか、あるいは、各士業団体において考え方を示すのか、そういったことも検討が必要だというふうに考えております。

議題（1）についての資料の説明は以上でございます。

【上田委員長】 非常に多岐にわたる点について御説明がございました。まず、資料1の「政治資金監査の基本的な性格（案）」、これにつきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

【牧之内委員】 この基本的な性格というのは、マニュアルに入っていないのですか。

【松崎参事官】 基本的な性格は資料Aのマニュアルの方の3ページ目の下のところからです。

【牧之内委員】 ああ、ここから入るんですか。

【松崎参事官】 4ページ目、5ページ目のところに文章として起こしております。逆に、資料1の方は、公表される資料ということで、こちらのマニュアルでこういう案を前提としまして、それを若干まとめたものという形です。

【牧之内委員】 ああ、このマニュアルが若干要約されていると。

【松崎参事官】 はい、要約されているということです。

【丹下事務局長】 参考までに申し上げますと、毎回委員会が終わると記者ブリーフィングがございまして、今回も資料1から3を、委員の皆様方の御了解を賜れば、私が記者クラブに対して公表することになっております。メディアに対して適宜適切な情報提供は必要でございますので、前回までの御議論を聞いておまして、ここぐらいならまとめて、公にしても構わないのではなかろうかという部分を公表資料にしているということでございます。

【牧之内委員】 わかりました。

【小見山委員】 ちょっと簡単な御質問ですが、今の御説明ですと、基本的性格が、こちらにございます資料Aのマニュアルの方に入ってくるということで、マニュアルも拝見しますとそのような表現になっています。そこで、ちょっと簡単な御質問をさせていただきたいのは、この資料1「政治資金監査の基本的性格(案)」のところの「(1)外部性を有する第三者による監査」の1つ目の・、その2行目のところに、「第三者が支出を網羅的に確認する制度」という、「網羅的」という言葉が表現で入っております。網羅性という意味は全部という意味だと思っているのですが、我々、これはもう職業病で本当に申しわけないのですが、貸借対照表の負債の部分というのは、監査の第一原則は網羅性なのです、網羅的にすべてを見なさいというふうに教科書に書いてあります。「網羅性」というのはどういうことかという、財務諸表に書いてないものも見なさいという意味で我々は学ぶのです。つまり、変な言い方ですけども、企業が悪いことをして、自分に借入金があるにもかかわらず、それを隠している、これはよくない。だから、それを網羅的にそういうものを見つけなさい、頑張りなさい、こういう表現をいたします。

そうしますと、今回は支出の監査ですから、支出の面だけで、ほかに支出があるのかどうかなんていうことを見ることはないです。ただ、「網羅的」という言葉は、その辺がちょ

っと、我々の一般的な監査に利用する言葉とリンクしてくるかなという言葉の内容の意味での御質問をさせていただいておりますので、その辺だけ、ひとつ、御検討ください。

この「網羅的」はまだよろしいのですが、次の2つ目の・の一番後ろのところに「支出の透明性を確保」と書いてあります。この「支出の透明性」の「透明性」なのですが、この辺は、今、事務局の方の御説明では、あまり強く御説明は受けていないのですが、どのようなところまでお考えになっていらっしゃるのか。つまり、支出の性格、金額の事実、外面的なところではなくて、性格、いわゆる、これはどういう目的に使ったのか。例えば、政治資金のために使ったのか、私的に使ったのか、そこまでの透明性まで問うものなのかどうか。もちろん、その下に、外形的で、定型的ですよと書いてあるのですが、透明性となると、そこまで含まれるのではないかという気がいたしまして、例えば、支出の裏付けをチェックさせていただくというようなことにならないのかどうか、この2点をちょっと気にしたのですが、いかがでしょうか。

【上田委員長】 今の小見山委員の御質問の趣旨はわかりましたね。「網羅的」というのは、主に公認会計士さんの方で、職業的な理念とかいうもので違和感があると、それから、「透明性」がこういう言い方でいいかどうかという2点ですが、どうですか。

【松崎参事官】 「網羅的」につきましては、私どもで考えましたのは、基本的には、支出のすべてについて領収書という裏付けも含めて全部チェックするのだということはどういうふうに表すか、1円領収書という議論があった中で、そういったすべての支出をきちんと領収書と照らし合わせて見ていくことを、「支出を網羅的に確認する」という表現にしたところですよ。

また、「透明性」につきましては、その内容までというよりは、これまで第三者の目が入らなかったものに第三者の目が入ることによって、そのこと自体をもって、やはりこの支出の透明性が高まると、今回の法の改正自体が支出の透明性を高めるということにありますので、そういったことが、この監査の制度としては、当然、外部の第三者の目が入ることによって、そういう効果が期待されるということ、ここに掲げております。

【小見山委員】 そうですね。ですから、高めるような表現ですといいのですが、確保することになってくると、どこの辺まで要求をされてくるのかということにちょっと、強い不安というんですか、そういうものがある気がするんですけど。

【上田委員長】 今の「透明性」のですか。

【小見山委員】 はい、「透明性」の話です。

【上田委員長】 確保する、確保することに資する？

【小見山委員】 ですから、確保じゃなくて、何か「透明性」という言葉を絶対に使わなければいけないのかどうかです。支出の裏付けを得ることが期待されているのだと、裏付けというような形ではいけないのかどうか。今までと違ってそれを1個1個チェックするわけですから。

【上田委員長】 政治資金規正法の第1条辺りになかったですか、「透明性」というのは。

【牧之内委員】 それは「公開性」です。

【上田委員長】 ああ、そうですか。

【牧之内委員】 ちょっといいですか。今の問題で、「網羅的」も「透明性」もですが、一般的な用語としてならば特に奇異感はないのですが、財務監査の方での特別な意味を持たせてあるということになると、やはりちょっと行き過ぎた解釈になってしまう危険性があるので、今の小見山委員の御指摘の点を踏まえて修正できるものなら修正した方がいいのではないかと。だから、「すべての支出を確認する」とか、いわゆる、「網羅的」というのが、特定の業界的な意味を持つ用語だとすれば、そういう用語を外して似たような用語を使うというようなこと。それから、今の支出につきましても、「透明性を確保」というと確かにおっしゃるようなところがあるので、今、参事官が言われた、透明性を高めるというのが法改正の目的の1つであるということであれば、そういう表現は使えないのでしょうか。

それとあわせて、資料Aの方では、「今までは支出の透明性が明らかではなかった」と書いてあるのですが、公開をする、できるだけ透明にするというのが法の目的なのだから、「十分ではなかった」ということは言えても、「明らかではなかった」と言うと、今の収支報告のシステムを全面否定することになるのかなと思うんです。要するに、資料Aの4ページ、一番上の○の下から4行目ぐらいのところ、その透明性の前の表現のところですが、「外部的な目で確認されることになり…、支出の透明性を高めることができるものと期待される」というような修文というのはあり得るのではないかとということです。

【丹下事務局長】 先ほど委員がおっしゃったように、特定の用語に特殊な語義があるときは、直せるものなら一般的な用語に直したいと思っております。「網羅的」を「全般的」という言い方もありますし、今おっしゃるとおり、透明性についても、全くできていなかったということではなくて、今あるものを一層高めようということですので、それにふさわしい用語を、次回までに考えさせていただきたいと思っております。

【林崎政治資金課長】　　ちょっと1点、いいですか。今のことに関連いたしまして、「透明性」という言葉ですけれども、以前からお配りしておりますような資料などでも、「適正の確保と透明性の確保」という言い方をしております。ここで「透明性の確保」の方は、どちらかという、収支公表、公開していく基準を引き下げたことによる「透明性」の向上という理解。一方で、この監査に関しては、むしろ支出の適正性を確保するといったような使い方をよくしているということでありまして、この監査の部分は、それは確かに「透明性」に資する部分はもちろんあるわけですが、イメージとしては、監査は「適正性」の方にむしろ近く、公表の方の基準の引き下げのようなものの方が「透明性」に近いということで、これまで使ってきているという経緯はございますので、御参考までに。

【池田委員】　　ただ、我が方にとっては、こういう「網羅的」とか「透明性」というものは外してもらった方がいいかわかりませんが、しかし、一般国民が見たときに、網羅的に見なかったからどうのこうのという責任ではなく、やはり、インパクトがあるような形の制度であるということを使うなら、「網羅的」が非常にきつい言葉というふうにとられるのか、当然の話でしょうととられるのか、あるいは、「透明性」というのは、今、1つ、やはり言葉のように、じゃあ、不透明かということになると、そうではないと思いますが、何か修飾語みたいな形でスッと取れないこともないわけです。そこら辺りを行政の方で一度お考えいただきまして、私は、必ずしも取らなければならないということでもないと思うんです。

【上田委員長】　　御意見はわかりました。次回までに事務局の方で御検討いただくということで。

次の問題はいかがですか。はい、牧之内委員。

【牧之内委員】　　職業的専門家による監査というところですが、資料1の基本的性格の方には、私が見落としているのかもしれませんが、表現がないようですけれども、資料Aの4ページの中ほどで、「適正性・適法性について意見表明を行うものではない」と書いてありますが、財務監査の方では意見表明というのが、いわば任務になっていて、それが責務であるということで、この「意見表明」という言葉が非常に重い意味を持っているということは承知をしているつもりですが、だから、そういう意味ではないのだよということならば、この表現で何ら問題はないのですが、一般的に、意見表明を行うものではないというと、事実を確認するだけだということになるのでしょうか、ただ、監査を進めるに当たっては、チェックリストなどにもあるように、明らかに違法性があるようなものは、や

やはり注意を喚起しなければいけないというようなことで、何らかの判断は、やはり最後の監査報告の中に入ってくるのではないかと思うんです。だから、その「意見表明」という言葉を使うとするならば、何か、この意見表明というのが、そういう財務監査の意見表明ではないということがはっきりわかるような形にする必要があるのではないかと思うし、それから「行うものではない」という表現にすると、もうしてはいけないのだというような意味にもなってきますので、「意見表明を求めるものではない」というような修文が可能ではないかと思いますが、御検討をしていただければと思います。

【上田委員長】 小見山委員、いかがですか。

【小見山委員】 この件は、実を申しますと、日本公認会計士協会の方から、この制度ができる前から総務省の方たちとお話をさせていただいておりまして、日本公認会計士協会としては、誤解を与えるような形では、この制度の成立についてあまり賛成できないと。その中の1つに、やはり、報告書の内容についてございました。そのところで、意見表明については非常に敏感にお話しさせていただいております。私どもは、意見表明をするということは、前回もちょっとお話ししましたが、○とか×とか、もしくは△とか、意見を差し控えるとか、△というのは限定つきということですが、このような、どれかを選ぶことをさせないのだと思っています。政治資金監査の報告書では事実を書くのだということが私どもの理解で、わざとここのところを書いていただきましたのも、私どもの方からの強いお願いで、これは、こういう形で意見の表明を行うものではなくて、事実を書くものであって、例えば、変なものがあったとしても、それが実際に、人によって判断が違ってくるものもあるかもしれません。そこで、監査人として、これはいいのだとか、悪いのだというような意見は述べさせないような形にしてくださいとお願いしました。あまりにも、監査をする者にとって責任が重くなってしまうということが、いわゆる、時間的な制限と経済的な制限がございますし、それから、支出だけの点を見るしかないということもありまして、私どもは、「意見の表明を行うものではない」ということを入れていただけませんかというお願いをした次第でございます。

【牧之内委員】 ええ、だから、監査証明業務としての意見表明ではないのだよということは、それはそれで何ら異論はないのですが、ただ、一般的に、ここにこういう書き方をされると、ただ、計算をして収支が合っていましたよというのをするだけですかというふうに、この業務がちょっと矮小化されるといって語弊がありますが、そのようにもとられてしまうので。だから、「意見表明」という言葉自身を、監査証明業務に行われる意見表

明とか、そういう限定した意味で理解されるような使い方を。

【小見山委員】 いや、そうしますと、そのほかの面でも意見を表明するという形にとれますけれども、私は、この制度自体は、やはり、監査を担当する人に意見を表明させることはしない方がいいと思うんです。意見を表明するということは、人によって、成熟度とか、成熟度という言い方はおかしいのですが、精通されているかどうか、それによって全然違ってくる。しかも、3士業で全然違う形で経験積まれた先生方がおやりになりますから、その辺の意見が全然変わってくると思うんです。同じ方が見れば○でも、違う方が見れば、ひょっとしたら△になるかもしれないと。ですから、この意見の表明は、どこでもさせるべきではないと思っているのですが。

【牧之内委員】 その「意見表明」という言葉ですけれども、じゃあ、何をするのかということになりますよね、一般的に、一般の人が見たときに、「意見表明を行うものではありません」と、計算をして、きちんと計算が合っていましたということ言うだけだと。

【小見山委員】 いや、計算が合っていましたというのは、それは意見ではなくて、事実をそこには述べているわけです。

【牧之内委員】 ええ、だから、そういうことだけになってしまうということになりますよね。

【小見山委員】 私は、それでよろしいのではないかと考えているんですね。極端な言い方かもしれませんが、そういうふうなことで誰かが見ているのだと、今までは中の人がつくって、御自身たちがそれを提出されていた。でも、今度は第三者が入ってきて、しっかりそういう者たちがきちんとそれを見せていただく、しかも全件を全部チェックする、このチェックする項目についてはこれから議題に出てくると思いますが、それがきちんとチェックできているかどうか、こういうことすらも今までなかったわけです。だから、そういうことがまず、一歩としてはよろしいのではないかと考えています。

【池田委員】 もともと帳簿と領収書との確認作業なんですよね？ この仕事の基本的な話は。そこで、その確認のプロセスの中でいろいろな問題が出てきたときには、どうしましょう、こうしましょうということを決めていくのであって、確認よりも、もっと重い仕事があるんですか、基本的に。だから、そのスタートが、僕は、これは平たく言えば確認作業だと思うんですね。

【小見山委員】 はい、私もそう思います。

【池田委員】 その確認する作業の中で、間違っても何でも、数字が合っていれば

それでいいという確認ではなく、専門的な知識を持って確認していくと。そこで、その表明とおっしゃるのは……。

【牧之内委員】書類がちゃんとそろっていないと、あるいは、聞いたけれども、十分な答えがなかったというようなことですよね。

【池田委員】はい、そうです。

【牧之内委員】そうすると、事実、やはり、監査する人の判断というのは入ってきますよね、その報告書には。

【池田委員】はい。

【牧之内委員】それを、意見表明を行わないというと、じゃあ、そういう場合はどうするのか、ただ、計算が合っていました、合っていませんでしたということだけを監査報告には書くのですかという話になってくると思うんですね。

【池田委員】発見事項確認表明というふうにとるなら、それでいいと思いますね。だから、これは悪いですよ、だめですよということではなく、確認と。

【牧之内委員】はい、そういう意味で言っているのではないですけどね。だから、最後の姿の報告書がどんな表現のものを求めるのかによると思うんですけれども。

【小見山委員】おっしゃるとおりだと思います。

【牧之内委員】だから、そこを確認してから、確定をしてからもう1回、戻ってもいいかと思いますが、私は、「意見表明を行うものではない」とすると、いや、そういうことはしないですよと、逆に、そんなことをしてはいけないのですよというような感じになって、非常に、位置付けが低いものになってしまうような感じを受けるものですから。

【池田委員】そうですね。だから、中学1年生の子でもできますし、「表明を行うものでない」と言うならばね。

【牧之内委員】そうです。

【池田委員】だから、その解釈ですよ、問題は。

【小見山委員】いや、意見は絶対に表明させるべきではないと思いますね。

【上田委員長】その意見表明の意味が違うんですよ。

【小見山委員】ああ、そうですか。先ほど申しましたように、全般的に財務諸表が合っているか、間違っているかというようなこと、一部分が間違っていれば、間違っていることを明記するというのが我々の監査なのです。例えば、この人が健康なのか健康ではないのかという判断をしなければいけないとします。投資家の方たちは、それを見て、その

方に投資するわけですから。そのときに、健康か、健康ではないかを知りたいわけですね、投資家の人たちは。したがって、ひょっとしたら、この人は、今はいいかもしれませんが、血管がボロボロだということで、この後、1年間もたないかもしれないという継続性の問題で意見を表明するというようなことがあります。そのときに、その方が、例えば、内臓がよくないとか、1年以上もたないかもしれないとか、部分的でも、右手が動かないというような表現をつけます。これは意見の表明なのです。でも、あるお医者さんが見たときは、これは意見として、これは動くようになるのだというふうに言うのかもしれない。ある人は、いや、これは無理だと、これは意見なのです。ですから、同じ専門医でも、お医者さんでも違う意見が出てくる。それを今回、意見として考えたときに、できるだけそれは避けていただきたい。

例えば、今回のケースで行きますと、1つの支出がこれから領収書の話に出てくると思いますが、この領収書自体が本当にこれが正しいかどうかを例に挙げてみましょう。それは領収書の金額と、それから、こちらにある帳簿と合わせれば合っているかどうかということの確認はできると思うのですが、この領収書に記載されている文字が、いかにもおかしいじゃないか。これはおかしいと思うのは、これは誰でもおかしいと思う範囲でいいと思うのです。でも、これは意見ではなくて、おかしいのですよ、事実なのです、おかしいというのは。その事実を書くのですね。

【上田委員長】 御趣旨はわかりましたけれども。

【牧之内委員】 だから、おっしゃろうとしていることに内容的に反論しているわけではないんです。

【小見山委員】 わかります。ですから、私どもが言いたいのは、この財務諸表の監査の意見表明の適正性とか、適法性についての意見の表明という言葉に対して、「行うものではない」というように書いていただいたという趣旨はそういうことなのです。

【牧之内委員】 それはわかるんです。わかった上で申し上げているんです。

【小見山委員】 ここの文言で、いわゆる、政治資金の監査報告書が意見表明を行うものだというようにはしていただきたくないです。

【牧之内委員】 もちろん、そんなことは全然言っていないので。

【上田委員長】 ちょっと、公認会計士さんはそういう難しい仕事をされておられるので、公認会計士さんが監査人になった場合に対する意味合いになって、我々、例えば、弁護士とか税理士さんの方は、今、小見山委員がおっしゃったような意見表明、我々は実際

に通常の業務でできませんし、やっておりますので。ですから、公認会計士さんが監査人に……。

【小見山委員】 いや、私どもが心配しているのは、結局、契約当事者ではないところの第三者からの追及がある制度ですから、そういうときに、例えば、自分たちが何か報告書を出したときに、我々、監査人ではなくて、その読み手の人たちがどのように思うかを考えているのです。例えば、領収書がないものが多かったとか、そういうことを書かれると思うんです。それはそれで報告書の書き方だと思います。では、例えば、3分の1ほど領収書がありませんでした。全体としてはどうですか、これは信頼できるんですか、透明性があるんですかという問いについての意見は述べたくないということなんです、私が言っているのは。それは、そういうふうにしないと、読み手の人たちは期待をするわけなんです。この収支報告書は本当に正しいのか、間違っているのか、これは信頼できる収支報告書なのかと、それだけなんです。だから、読み手の人たちのことを考えて今、ちょっとお話しさせていただいています。

【池田委員】 だから、今後の問題として、最後に向かっていろいろ決めていきますね、マニュアルを。それを本当に細かく決めていく必要があるかなと。意見表明を行わなくてもいいようなマニュアルをつくれればいいわけであってね。これからの課題なのでしょうけれども、いろいろなところで、この意見表明を行わなければならないようなものでないマニュアルをつくれればいいと、そんなふうに思います。

【小見山委員】 そうですね、おっしゃるとおりです。それでよくわかります。ただ、私どもは、非常にここにかなり力を強く彼らにお願いしたものですから、つくっていただくときに。

【上田委員長】 要するに、公認会計士の先生たちは、日頃そういう難しいことをやっておられるので、企業会計とか投資家を相手にやっておられるので、こういう意見表明を行うことが当然の業務になってくる。だから、小見山先生はわかっておられると思いますが、ほかの公認会計士の先生が登録政治資金監査人になった場合に、おれたちがいつもやっている仕事と同じかと、そう誤解されてはいけないという意味はわかります。

【牧之内委員】 そうそう、それはわかります。そういう誤解をさせてはいけない。

【小見山委員】 それと読み手の方ですね。

【上田委員長】 その辺、もし、文章的にできることがあれば、ひとつよろしく願いいたします。

【丹下事務局長】 表現方法については、先ほど委員長が言われたように、注記に落とすとかも考えられますし、例えば、資料Cのヒアリングの項目なども、どちらかというところ、普通の日本語の語感で言うと、意見にわたる部分があるんですよね、やはり、普通に考えたら。それを、それぞれの監査を行う方が価値判断をしなくていいように定型化していくことによって、これは個々人の自主的な意見表明ではないというような方向に持っていかればいいと思います。これももうちょっと検討させていただきたいと思います。

【池田委員】 それと、我々、これはちょっと先走った話かも知れませんが、監査マニュアル、監査する人間のマニュアルをつくっていかうという話ですが、逆に、政治資金の会計マニュアル、これをつくってあげて、その会計担当者、責任者が、その会計マニュアルに沿った形の帳簿をつくり、あるいは、領収書のファイルの仕方とかいうことをこちらから指導できるようなマニュアルをつくってあげればいいのかという気がするんですよね。どこでそれを言ったらいいのかよくわからなくて、基本的な性格の中にそれが入るかどうかは別として、そんなことも考えてもらったらどうかと思います。

【上田委員長】 今回の池田委員の御発言については、事務局長、いかがですか。

【丹下事務局長】 御指摘のとおりで、今は監査する側の立場に立ってマニュアルをつくっているのですけれども、それが固まれば、当然、それに見合うように、事前にむだな作業をせずに済むように、受ける側のマニュアルと言えるかどうか分かりませんが、一種の指針、すなわち、こうやっておけば監査のときに指摘を受けませんよ、というようなものをつくる必要性はおそらく出てくるのではないかと思います。もちろん、研修を受けていただくのは監査人の方ですけれども、政党あるいは政治団体の関係の職員の方、あるいは会計責任者に対して、事前に周知徹底するということが重要なことですので、あわせて考えさせていただきたいと思います。

【池田委員】 むしろ、会計責任者は喜ぶんじゃないですかね、そういうのをつくってあげたらね。

【丹下事務局長】 はい、その方が便利だと思います。

【池田委員】 こっちも見やすいですね。

【小見山委員】 池田委員のおっしゃるとおりで、例えば、後で「会計帳簿」という言葉が出てくるのですが、その会計帳簿は何をもって会計帳簿とするのか、その定義付けが、もっと煮詰めていかなければいけないところがあると思います。特に会計帳簿の保存をチェックしなければいけない点がありますので、そういう意味もありまして、この点はぜひ

御検討いただきたいというふうに思っております。

【上田委員長】 政治資金課長、どうぞ。

【林崎政治資金課長】 今の点に関連をいたしまして、今回の監査対象として、当該年度分の会計帳簿等の書類の保存なのか、あるいは、保存してあるものすべてとといったことになってくるのかという点につきまして、私どもの方で今、議論をしております。実質的な意味合いとか、法文の書き方とか、その辺をにらみながら、今、考え方を整理しているところがございますので、もう少しお時間をいただければと思っております。直感的に言うと、例えば、今年の監査で、去年、一昨年やったものの保存を逐一見るといった意味合いがあるようにも思われぬというふうにも感じておまして、そこら辺、全体の考え方、説明の仕方を今、整理中ですので、もう少しお待ちいただきたいと思えます。

【上田委員長】 今、小見山委員のお話は、そもそも会計帳簿とは何かという、それにさかのぼったのも含めてという意味で。

【林崎政治資金課長】 そこも含めてですね。会計帳簿は何かというのは、法律上、書いてあることですが……。

【小見山委員】 書いてあるんですが、実際にその内容がどういうものか、全くそれがわからない方もいらっしゃるかと聞いております。ですから、全般的に含めて、ぜひ御検討いただければと、それだけのことでございます。

【松崎参事官】 補助簿とか日計表とか、いろいろなものが記載要領上、書いてあるので、会計帳簿の付属の帳簿というものが一応あるのですが、その概念がどこまで広がるのかあいまいであるのは確かで、これは政党からもありますので、今、小見山委員から言われたことは……。

【上田委員長】 公認会計士さんも税理士さんも普通の企業の会計帳簿は知っていますが、こういう政治資金の帳簿はちょっとイメージが湧かないので、ちょっと丁寧な内容が欲しいと、そういう御趣旨ですね。

【小見山委員】 はい、よろしく申し上げます。

【上田委員長】 ほかに何かありますか。

【牧之内委員】 非常に細かなことですが、資料Aの5ページの一番上、「監査は当該政治団体の事務所において実施し」というふうに書いてありますが、後ろの7ページの一番上では「原則として」ということで幅を持たせていますよね。現実には監査ができるようなスペースがないような事務所もあろうかと思いますが、なぜここだけ「原則」が省いてあ

るのでしょうか。

【松崎参事官】 私どもとしては、基本的には「原則として」というふうを考えております。最初の方で、誤解がなければあれですが、誤解が生じるようであれば「原則として」というのを、ここで修正を検討したいと思います。こちらの方は考え方として強く示すというところで書いていまして、「原則として」とか、そういうものをとりあえずは落として記載したということでございます。

【牧之内委員】 はい、わかりました。それもこだわりません。

【上田委員長】 7ページの方は、場合によっては例外的なものも認めるという気持ちが入っていると。

【松崎参事官】 実際に運用するのはこちらでと、基本的な考え方として、より強調するために前の方は整理したということで、差を設けて、あえて入れていないのはそういう趣旨でございます。

【上田委員長】 時間が経っていますが、資料1「政治資金監査の基本的性格（案）」はこの辺でよろしいですか。

次に、資料2の「政治資金監査に関するフローチャート（未定稿）」について御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

【松崎参事官】 委員長、資料2の後、結局、資料Aの方に御意見がいくと思いますので、資料2、3、資料Aをあわせてお願いします。

【上田委員長】 はい、2、3を一緒にやりましょう。

【松崎参事官】 はい、お願いいたします。

【上田委員長】 資料3「政治資金監査に関する具体的な指針骨子(案)」及び、あとは皆さんに席上配付しております委員限りの資料A「政治資金監査マニュアル（未定稿）」について御質問、御意見がございましたら御発言ください。

【小見山委員】 バラバラに、よろしいですか。

【上田委員長】 どうぞ。

【小見山委員】 6ページの上から5つ目の○に「調書」という言葉が入っています。「登録政治資金監査人は、政治資金監査の内容、発見事項、結果等を記録し、監査調書として保存しなければならないこと」と、今のこのお話でよろしいですか。

【上田委員長】 はい、結構です。

【小見山委員】 この調書をつくることに私は賛成なんです。というのは、自分を守る

ためにはどうしても必要だと思っております。ただ、ここにこういう形で書かれますと、これを書かなければいけない、つくらなければいけないという義務が生じます。そうしますと、何かあったときに、「それを見せなさい」となってくる。そうしますと、今度、調書の書き方並びに保存の仕方、非常に細かいところまでうさく言ってきます。それから、調書の種類は何があるのかということまで入ってきます。例えば、極端な言い方ですが、誰が責任者で、どういう形で登録されているとか、資料を全部用意させていただいて、それを永久的に保存しなければいけないとか、過年度との比較をしなければいけないとか、我々が要求していないことまでも何かその調書の中に入れなければいけないということになってくるので、私は、調書をつくらせることは賛成なのですが、このマニュアルの中でこういう形で表現をして義務を持たせることについてはあまり賛成できないというか、反対なのです。

【上田委員長】 事務局の方から補足的に、この部分、どういうことをイメージされたのか。

【松崎参事官】 この監査調書につきましては、今、小見山委員からもお話がありましたように、監査人側からすると、何かあったときに、監査人としては決められたマニュアルに従った手続きをきちんとこなしたということ、また、相手方からどういう説明があったかということも含めて整理しておくことによって、何か問題があったときに御自分がやったことが正当であることを証明するための材料として使えるのではないかとということで盛り込んではいるのですが、一方で、一体どういうことがここで記録されているか。また、第三者からも、そういった監査報告書とは別の書類があるということで、その書類自体がいろいろな争いになったときに開示を求められるおそれが出てくるのではないかとということで、やはり、マニュアルに書くことについては慎重であるべきだという意見も強いと聞いております。

【上田委員長】 ほかの委員の方。

【牧之内委員】 おっしゃることはわかります。そうしますと、記録をすることは異議はないのだけれども、調書というような形ではと、そうすると、どういう形ですか。

【小見山委員】 これは、できれば外していただきまして、例えば、研修のときとか、そういうときに、そういうものをつくって自分の身を守りなさいというようなことをその場できちんとお話しさせていただくとかいう形にさせていただく方がよろしいと思います。

【上田委員長】 口頭で説明すると。

【小見山委員】 はい。

【上田委員長】 だから、こういうふうに書いてしまうと存在が、そういうものをつくっているということが客観化されてしまうと。

【小見山委員】 はい。例えば、ヒアリングを行うことがこの後、出てくるのですが、そのために自分たちでメモ用紙にメモを書くなんていうのは当たり前のことですので、書面で行ったものの監査のメモ、それはその書き方は御自身で自由でよろしいと思います。ただ、書いたものは残しておきなさいということは後で口頭で説明されればよろしいと思うんですね。

【上田委員長】 今の御趣旨は、ヒアリングの生のメモを残すという趣旨ではなくて、まとめたものを残しておく。

【小見山委員】 ええ、ですから、まあ、例えば、これは変な言い方ですけども、本当に調書というふうな定義付けをしてしまいますと、これをやらなければいけなくなってくる。ただ、監査人が自分の最終的な仕事を完了させるには、どうしても何かメモを残すものです。ですから、それは当然だと思います。ただ、それを調書というふうな形で定義付けてしまいますと、いろいろなところに調書がありますので、そういう意味では、もっと、より形をつくったものを世間が要求してくると思うんです。

【上田委員長】 池田委員、いかがですか、今のお話、そういうものを、こういう形で残すことになってしまうと……。

【池田委員】 いや、当然これは残さなければならない、個人は、監査人はね。それをこういうふうな形で表現するかどうかは別として、全部残しますよ、それは、いずれにしても。

【小見山委員】 残しますね、はい。ですから、私は、ここにわざわざ書く必要はないのではないかと。

【池田委員】 義務だと思いますよ。これを書いてしまうと、残るものだから、かなりここで、これは落としてくれとか、これは具合が悪いというふうないろいろなことが出て、最終的には適正であるという話になってしまうのかなと。しかし、内容はこうですよということは置いておかなければいけないから、何かの形で表現してもいいと思いますけれども、監査調書を残すのは監査人の当然の義務だと思いますから、あえて書く必要性はないかなと思いますけどね。

【小見山委員】 監査調書になってくると、監査調書が非常に範囲が広がってくるん

ですよ。だから、そうしますと、先ほど言った保存期間の問題もあれば、監査調書の書き方を、まず、学ばせなければいけない。それから、保存の仕方、並びにその守秘義務の問題、いろいろなことに関係がどんどん深くなっていくのが非常に危険だと私は思っています。ですから、定義をつけなくて何か記録を残させる程度の話であれば、まだよろしいと思いますが、常識から言ったら残すと思うんですよね、自分自身がやったものにつきましては。

【池田委員】 やったというのは、上様の領収書で100万円なら100万円が用途不明みたいな格好の形で、領収書の住所、氏名は一応書いてある。そうすると、「これは何ですか」という話になりますよね。「これは、よくわからないけれども、お金が出たから領収書をもらいました」と。そのときに「ああ、そうですか」というわけにはいかないから、記録としては、追及していつてわからなかったら発見事項として記載しておかなければいけないと。

【小見山委員】 そうですね。それは当然ですね。逆に言えば、そういうもののリストをつくりなさいということでもよろしいと思うんです。

【池田委員】 そうそう。

【小見山委員】 ですから、調書とは違うと思うんですね。

【池田委員】 調書というのは、その作業をした作業日報の話ではないんですか。

【小見山委員】 最後に明細書みたいな記録を残させる、それはよろしいと思うんです。ただ、自分が、どこで、どういうものを見て、何を見ていったか。例えば、疑義あるものとして、自分がワッと書き出すのですよね、100項目ぐらい。それから話を聞いてどんどん消していくわけですよ、これは違う、これはわかりましたと。これを残しているのが調書なんです。最終的に自分が行った手続きをすべて残しているわけです。例えば、何月何日に誰からこういう説明を聞いた。何月何日に新しい領収書が出てきて、なるほど、これはよくわかったとか、誰と誰を呼んできて説明を聞いたとか、それを全部、自分自身で書かなければいけない、調書となりますと。ですから、今、池田議員がおっしゃったようなことに関しては私も賛成で、そういうふうな最終的な明細書を残すのはよろしいかと思いますが、自分の監査を行っている過程を全部記録に残していく調書というのは、あまりよろしくないのではないかと。

【上田委員長】 事務局でもそこまでは考えていないのではないかと。

【牧之内委員】 それは、今のだと備忘録ですね。そうじゃないですね、これは。

【丹下事務局長】 それが必要かどうかという問題提起のつもりで提案したのですが、今の御議論を聞いていますと、つくる、つくりたいは個々の監査人の御判断だとして、自分の責任でやっていただくのが一番妥当なのかなという感じがいたします。なお、実際に作成されている方もおられますので、それによって、先ほど話が出た法的な証拠としての意味合いとかも含めてどっちがいいのか、引き続き検討したいという感じがしております。

【池田委員】 だから、「監査調書」というのが専門的用語で一人歩きすると具合が悪いということなんですよ。

【小見山委員】 ここに監査の内容を書きなさいと書いてあるんです、発見事項ではなくて、内容を書けと。

【池田委員】 うん、これはよくわからないですね。

【小見山委員】 そこからスタートしているので、内容を書くというのは、何をやったのかということになってくるんですね。

【上田委員長】 じゃあ、また、これももう少し別の角度から議論することにします。

【松崎参事官】 お願いします。

【池田委員】 資料Aの6ページ「(2) 調査方法」のところですが、やはり、ここは、全部を調査しなければならないということですよ、これはね。例えば、1万以下はいいとか、いいわけではないけど、何かの方法でチェックできたらいいというふうな費用対効果の問題で、そういうことはやっぱり書けないのでしょうかね。

【松崎参事官】 やはりサンプリングしますと、結局、領収書との突合をしていない支出項目があるということを外部から言われたときに、なかなかきちっと監査しましたということが言い切れないので、私どもとしては、ここは全数の調査が必要かというふうに考えております。

【池田委員】 ここは一番、作業をするのに大変なことだと思いますね。大体、取引で3,000から5,000あるわけでしょう、枚数にしたらそのぐらいあるんですかね、領収書が。いろいろ規模によって違うでしょうけれども。そうすると、それは1人ではチェックできませんよね、そうすると、これから出てきますが、補助者が要るだろうし、チェックの仕方を非常に合理的にやるために、先ほど申し上げました会計マニュアルみたいなもの、指針というものをつくってあげて、こんなふうに監査のしやすいような帳簿をつくってくれと、監査のしやすいような領収書のファイルの仕方をしてくれとか、そういうことをやると調査方法も非常にスムーズにいくのではないかな。もう、全部バラバラでやった

ら大変だと思いますので、その辺を、サンプル調査では具合が悪いということが大前提になるなら、そこら辺りはきちっとしていただきたいというようなこちらの要求ですけどね。

【上田委員長】 今の点はよろしいですね。できるだけきれいにそろっている場合は監査も早い。もうグチャッと袋に入っているようだったら、これはもう大変な話。

【松崎参事官】 今回、監査のマニュアルを御検討いただき、おまとめいただき表に出すのとあわせて、やはり、政治団体の側に、こういうふうには監査が行われるのだということをご十分周知していくことが必要だと思います。そういう中で、準備をしていないと結局は監査人の方々の手間がかかるわけですから、手間がかかるということはコストがかかるということをご理解いただくようにしていかなければと思っております。

【池田委員】 とにかく、領収書をいただいたときに、領収書の定義をきちっと指導しあげた方がいいと思うんです。領収書に「〇〇様」、金額が入る、摘要が何のためというのが入る、住所・氏名が入ると、これだけのものがなければ領収書とは言えませんよと。レジペーパーがありますね。あれも「領収書等」の中に入ると思うんです。そうすると収入印紙の問題が出てきます。レジペーパーでも3万円を超えたら収入印紙を貼らなければいけない、そういう指導も含めてやるわけなんですけど、その中で、私が一番気になるのは、帳簿に住所と氏名と目的と金額を書きなさいと書いていますよね。これは大変ですよ。

【小見山委員】 いや、これ、私どもも、ほんとにこれは不可能だろうと今から痛感しております。まあ、皆さんも同じだと思っております。

【池田委員】 ああ、そうですか。

【小見山委員】 私も、誰が見ても無理だと思うんです。帳簿に住所を含め全部それを、ここまで書かなければいけないというのは、ちょっと不可能に近いのです。ですから、これは、この場でお話しすることではないのですが、法律というか省令を少し変えていただくということができないのかどうか将来検討しなくてはいけないと思います。ちょっとでも帳簿に書いてないと、それが書いてなかったということを報告書に書かなければいけないのではないかと。それこそ、さっきの事実を書くことにつきましてお話しましたが、法に要求されていることが書いてないと書かざるを得なくなってくるので、どんなものかなと思います。

【上田委員長】 池田先生、税法上、どうなっているんですかね、よく、明細書に支出先が出てきますね、あれはみんな書くことになっているんですか。

【池田委員】 いや、あれは両方を書く必要はないですね。ただ、消費税がちょっと

めているのは、両方を書かなければいけないと言われているから、今ガタガタしているんですけどね。普通の一般の申告に関しては帳簿に住所を書く必要はないです。帳簿には、月日と摘要と金額でいいわけです。いつ、誰に、何ぼ払ったかでいいです。その明細が領収書にちゃんと書いてある、住所、名前も書いてあると。その辺の突合をすればいいのではないかと。ただ、そこは何とかしてあげないと大変。

【上田委員長】 税理士さんにとって新しい仕事が増えてしまうわけですね。今までの税務関係の書類よりも、また別の新しい書類が増えてしまうということで。

【小見山委員】 いや、それよりも、政治団体の方たちが帳簿に書かなければいけないと。

【上田委員長】 もともとは書いてないので。

【小見山委員】 それを法で要求しているんですね。

【牧之内委員】 もともと要求しているんですね、現在も。

【上田委員長】 でも、実態はちょっと違うところもあるわけですね。

【林崎政治資金課長】 若干、今の件に関連して、確かに、そのようなお声をよく聞くのですが、今、牧之内委員が言われたように、ここは今回の法改正とは関係なく従前からその要件はすべて会計帳簿として書いておくべしということになっていたということが1つ。これは法律で「住所」というふうに書いてあるものですから、これは省令でどうこうできる話ではなくて、明確に住所なんですね。あと、その解釈、運用で住所と言えるものがどこまでかみたいな議論をし得る余地があるのかどうか、これもなかなか厳しいのかなと。法律で住所と言え、住所なので、なかなか厳しいのかなというふうに考えております。これは私どもの力では如何ともしがたいものがありまして。

【池田委員】 ただ、ソフトができれば、それに組み込んだら、別にそう大したことはないと思いますが。

【林崎政治資金課長】 おっしゃるように、今、開発中のソフトですが、毎日、日々、支出が何件かあったものについて地道に打ち込んでいけば、最終的な会計帳簿の取りまとめ、それから収支報告書をつくる時も簡単にできるようにということで、今、工夫しつつあるところであります。

【上田委員長】 その法律は、ずっと昔から法律でそうなっているんですか。

【林崎政治資金課長】 はい。それと、あともう1点、今のことに関連しまして、領収書の件なのですけれども、これは、政治資金規正法上の領収書の要件というのは、政治資

金規正法第11条ですが、支出の目的と金額と年月日が入っていて、支出を証すべき書面のことを「領収書等」と呼ぶことになっています。ここに、「あて名」と書いてないのです。ですから、これがみそというか、先般の非常に大騒ぎになった要因の1つでもあるのですが、おっしゃるように、「上様領収書」とか、あるいは、同じ人間がいつもの会食場所に行ったところ、その方が2つの政治団体の代表者を兼ねているような場合は、その日の会合がどちらの団体の支出かみたいなことは、それは店側はわからないわけです。したがって、もらって見たら領収書が違ふ、あて名が違ふといったようなことはしばしばあることなのだろうと。ただ、法律論だけ言うと、今、申し上げたように、あて名は要件ではないものですから、支出を証する書面ということであれば、それで一応オーケーと。ただ、週刊誌等は、なかなかそれで許してもらえる話ではなくて、随分皆さん方、国会議員の先生方もパニックに陥ったりしたことがありました。

私どもとして考えているのは、今御説明したような法律上の要件、あるいは、あて名が違ふということは大いにあり得る話だということ、できるだけ理解いただけるような形で折に触れて説明していきたいとは思っております。

【松崎参事官】 領収書につきましては、今のような法律での考え方があるのですが、じゃあ、実際に監査する、例えば、税理士の方とか公認会計士の方々が領収書について見るときの視点が、今の法律での視点と必ずしもそれが一致してこないのではないかとということがありますので、ぜひ、マニュアルの中では、今の法的な要件というものがどうなのかということ踏まえた上で、領収書としてどこを見るのか、どういう場合に、どういうことの指摘が必要なのかということも御議論いただいた上で、マニュアルの、現場対応マニュアルという実施要領のところ考え方を示せないかというふうに考えております。

先ほどの説明がありましたように、あて名が要件ではないので、あて名のないもの、上様領収書、それもオーケーなのですが、それが当該政治団体の領収書として認め得るかどうかが、多分現場ではどうしても気になってしまうのだらうと思っておりますので、そういうところが監査人によってまちまちの対応が出ないような考え方をきちっと示しておく必要があろうかと思っております。

【上田委員長】 この点については、またもう少し議論を深めるということで、本日の段階では、ちょっと。

【丹下事務局長】 ええ、特に住所の問題は難しいですね。法律をこれをきっかけにし

ですぐに変えるというわけにもおそらくいかないのですが、住所というのは本当に、何番地何号まですべて書いてなければだめなのかどうか、という問題点があります。

【牧之内委員】　　そこですね。

【丹下事務局長】　　一方で、例えば、政治団体に、住所を全部書かないというのではなくて、じゃあ、どこまでなら書けるのだというアプローチも必要と思います。政治活動も国際化していますから、アメリカに行った、ブラジルに行った、そこでの番地まで書けと言われてしまうと確かに無理だと思うんです。それではどの辺まで柔軟な適用ができるかについて、この後、検討してまいりたいと考えております。

【上田委員長】　　じゃあ、これはまだ引き続き検討ということで。

じゃあ、ほかの点、何かございますか。どうぞ。

【小見山委員】　　よろしいですか。ちょっと長くなる話だと思いますが、随分飛んで申しわけありませんが、資料Aの13ページをあけていただきますと、先ほどお話がございました監査報告書の件がございます。13ページの下の方に幾つかちょっと私どもの方で御質問したい点がございます。13ページの下から3つの○、これすべて全部御質問させていただきたいと思います。下から3つ目を見ていただきますと、ここには、ヒアリングを実施した結果を記載してくださいということになっています。そうしますと、ヒアリングを実施して、よかったもの、向こうの方が、ちょっと間違っていましたということで、直しますということになった、直したのも、この結果の中に入ってくるのかどうか。

それを、逆に言えば、まず、そもそも論ですが、報告書の中に入れさせるのか、それとも報告書に添付させるのかということです。例えば、50項目、おかしいものがあつたら報告書が50項目、ダーッと出てくるのかどうかということです。この点は2点です。いわゆる、向こうが直されました。私は、直したら、別にこんなものは記載する必要はないのではないかと考えております。しかも、直さないということで、意見、考え方の対立があつたようなこと、それはもう事実として書くべきだと私は思っておりますので、それは書くのはいいと思います。ただ、報告書に書くのかなというところで、別の用紙か何かに書かせて、報告書には、別紙が添付されていますと、できるだけ報告書は簡単にした方が見やすい。そして次のところへ行くというのがよろしいのではないかとと思います。それが1点です。

その次のところ、今度は、書面監査を実施した結果、これを書いてくださいということです。ですから、こちらの方は書面監査をして、いろいろな問題点、疑義があるような点、

表現の疑義のあるような点が出てきた場合には、これは全部書くのかなという、やはり同じようなところですか。これもまた同じように、どこかに添付するような形ではいかがでしょうかということですか。

その次、一番下の○のところですか。その下から2つ目の・のところ、「社会通念上想定される経費」という言葉が入ってまいります。この判定が、実際にどのような形であるのかを我々の方で定義付けるか、もしくは、この表現自体がいかがなものかということも私からの質問でございます。

【上田委員長】 それでは、松崎参事官の方から説明をお願いします。

【松崎参事官】 書面監査で指摘を受けて、その結果として収支報告書、又は会計帳簿等が修正されたような場合について監査報告書に記載する必要があるのかということにつきましては、私どもとしましては、基本的には、収支報告書に対する監査ということで、収支報告書自体が修正されているのであれば、それに対しての監査の結果としては出てこなくても問題はないのではないかとこのように考えております。

いろいろ確認した事項について、どのように監査報告書に記載するのか、監査報告書に直接、監査人の方が記載するのか、あるいは、会計責任者の方に何らかのものを記載して提出させたものを添付するのかといったことについては、なお検討させていただきたいと思っております。

経常経費につきまして、ここにこのように盛り込みました大もととしましては、今回の改正の背景として、経常経費、事務所費とか光熱水費についていろいろ問題があったということ踏まえて、経常経費についてどういう監査ができるかということ考えましたのは、例えば、どう考えても、その水道料金はおかしいと、これからは領収書ですべてチェックできますので、特に光熱水費については公共的な企業とか、そういったところから出される領収書でおおむね確認されるとは思いますが、例えば、事務所の家賃とか、年間に変動があるような場合について、そういったものを経常経費としてどうなのかということ相手方に問う、何かメルクマールがないかということでございます。例えば、家賃で想定したのは、ある地方で、これくらいの広さだったら、この辺りの相場としては、どう見ても数万円で済むものが何で100万円と計上されているのだろうと。領収書はある、会計帳簿上も突合する。ちょっと高過ぎないかということが、後でいろいろな場面で指摘を受けたときに、監査ではどうその点を見たのかと言われたときに、その点についても確認をしたということが言えるようにならないかということで、そういったことを想定して、

ここで、社会通念上、想定される経費よりも著しく高いといったことを言っております。ですから、ここで基準を示せないかと言われると、正直言って、非常に厳しいというふうに思っております。考え方としては、何らかの経常経費に対して、今回の監査ではきちんとチェックしているのだということが言える項目をどうやって残すかということを考えております。

なお、今のままでは異論が強いということは十分理解しておりますので、事務局の方で検討が必要だとは考えております。

【上田委員長】 事務局で検討していただくということですが、何かここにまた参考になる御意見がありましたらお願いします。

【池田委員】 これがやはり一番難しい監査人の社会通念が、そうは違わないにしてもバラバラになるかもわかりませんね。だから、ある程度、総務省の方で、そういうデータがあるか、ないかわかりませんが、何か基準のようなものがあればありがたいと思います。例えば、税法では、会社の人得意先の人が見えた。一緒に食事しましょうと食事をした。それが会議費なのか、交際費なのか。交際費だったら課税されるわけです。会議費だったら全額損金なんです。国税庁は、それを金額で決めているわけです。そこで、アルコールが入ったらダメですか、あるいは、1回が5,000円ぐらいならいいとか、それは年度によって違いますから数字はバラバラなんです、そういうふうに1つの基準を設けているわけです。それらしきものを、もし、決められるのなら、何か工夫していただいて、ザツとしたものでもいいですけれども、「社会通念上」と言われたら、バラバラだから、この金額は社会通念上、いいと思うとか、ダメだと思うとか。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 池田委員のおっしゃることはよくわかりますけれども、それはなかなか難しいと思います。それこそ、支出の当、不当の判断に入っていくことになってしまうのではないかと思います。だから、ここに書いてあるのは、ただ通り一遍に表面だけ見ているのではなくて、中身のところもきちんと注意しながら見ていますよということを示したいということだろうと思うんです。今の表現だと、ちょっときついなという感じは私も正直、受けますので、ちょっと検討していただく必要があるのではないかと思います。すべてこういうものを報告書に書くというのも、ちょっとどうかと思います。

【丹下事務局長】 例えば、経常経費の中でも、水道、ガス、電気というのは全部公共的ところが運営しております、振込明細書などもしっかり残っておりますので、例え

ば、月ごとにもものすごく変動があって、ある月はものすごく少ないとか、こういう場合は比較的言いやすいと思うんです。また、切手代、電話代、通信費、電車代、これなども、それは政治活動を積極的にやったりすれば特定の時期に多くなる可能性はありますけれども、そうでもないのにえらく変動があるということならば、ある程度のチェックはできると思っております。

一番難しいのは、先ほど松崎参事官が申し上げました家賃で、相場より高いか、安いかで調べ切れない部分がございます。ここは割り切って、今後は全部、領収書も出ますので、国民の監視に任せるというぐらいにしないと、なかなか監査の実施は難しいのかなと思います。

【小見山委員】 特に、御自身の身内の人の場所を借りているなんかの場合は判断が非常に、第三者だったらあるのでしょうか、ただ、第三者でも政治家の先生に寄付のような感覚で安くしている場合もあれば、第三者ではない身内の方が高く取っている場合もあるので、この辺は我々特にわかりづらいところだと思いますね。

【林崎政治資金課長】 今のことに関連しますと、例えば、親類縁者のところで事務所を借りて、極度に安いようだと、社会相場との差額は寄付に当たります。気持ち安いぐらいだとなかなか言いにくいのでしょうかけれども。あまり安いと寄付に当たるといったようなことも起きてきますし。だから、まあ、領収書があっても家賃が極度に安いといった場合は、これは大丈夫かといったようなことは確かにあるのでしょうかね、相談事項というか、指摘事項として、あり得るのでしょうかね。

【小見山委員】 そういうことだと、私の方で御提案というか、ここで皆さんに議論していただきたかったのは、こういうことが入ってまいりますと、監査人に判断を委ねることになってきて、非常にそれがかわいそうな結果になるのではないかという点でございます。

【上田委員長】 また引き続き検討ということで。

【牧之内委員】 ちょっと急に後ろに飛んでしまったので……。

【上田委員長】 前でも後ろでも、気がついたところをどうぞ。

【牧之内委員】 保存文書の話は、目下、白紙ということですね？

【松崎参事官】 はい。

【小見山委員】 じゃあ、皆さんが見ていらっしゃる間に引き続き、資料Cもよろしいですか。この資料Cというのは、とても私ども、注意しておかなければいけないところで、

現場でやることについて非常に詳しく書いてありますから、実際のマニュアルと同じ価値があるというように理解しております、この資料Cのところの内容に・が幾つかあります。私が先ほどお話しさせていただいた社会通念上というのは、下の「確認事項のヒアリング」のところの上から4つ目の・にあります、それと同様に上の方の「会計処理方法の確認」のところの一番下のところに○がありまして、そこに関して、いわゆる政治資金の監査要領と会計帳簿等の記載要領に照らして疑義のあるものがないかと、「疑義」という言葉がここに書いてあります。ここにやはり判断が入ってくるわけです。ですから、これが、疑義があるか、ないかの判断をどのようにするのかということがありまして、この資料Cに関しましては、私どもは、ちょっと皆様に御検討いただきたいのは、ここにあるか、ないか確認してくださいと、こういう表現になっておりますので、これはこれでよろしいのですが、あったときにどうするのかとか、もっと深く言うと、これは、「疑義があるものを君はつくっていないよね」と、会計責任者に書面で確認書をもらうというようなこともすることぐらいで終わらせれば本当はありがたいかなということなのです。

言っている意味がちょっとおわかりにならないかもしれませんが、私の趣旨は、この「疑義」という言葉についての御説明をいただくことと、それについて、あった場合、ない場合、どのようにしたらいいのか。それから、私どもとしては、これについては、会計責任者という、先方の方から、私どもは疑義があるようなものは書いておりません、つくっておりませんという一筆をもらうことによって免責にならないかなというようなことでございます。

【上田委員長】 松崎参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 ここにつきましては、支出項目の区分の分類、基準としましては、省令また収支報告書なりの記載要領のところ具体的に例がありますが、それだけではちょっと不十分で、もう少し、実際の政治団体の実務に合わせて、この項目はどうかということについてのいろいろな疑問が政治団体の側にあるようですので、そういったことも、政党等に対して調査をかけることによって明らかにしていただいたもので、可能な限り分類ができないか。そして、分類した後であれば、それを会計帳簿の記載要領という形で整理できれば、それと異なる分類がされているものを疑義ということで、ですから、基準と違うというふうには持っていきたいのですが、そもそも、基準となるものをどれだけつくれるかが、我々自身もまだ具体的には判然としておりません。

あと、例えば、今回は経常経費か政治活動に要する経費かで違いはなくなつてはくるの

ですが、政治活動に類するような経費と思われるものが経常経費に入っているといたようなことも当然出てくるのではないかというふうには考えております。そういったものがある場合には、区分がおかしいのではないかというふうなことが指摘としてあって、相手がそうだとすることであれば、それは収支報告書が修正されるということになっていくのではないかと考えております。

【牧之内委員】 記載指導はどうなんですか。

【小見山委員】 ですから、こういう基準というものを照らしてということであれば、本当につくっていただければよいのですが、今はそれがはっきりしていないものですから、その判断基準に非常に幅が出てきてしまうということです。

【牧之内委員】 難しい。

【上田委員長】 それは難しい話で、公認会計士の先生も、税理士の先生も、我々弁護士会も、こういうことがないものですから、疑義が何か、世の中の実態がどうなっているかということ。

【松崎参事官】 委員会として、政党に問うことによって、これまでいろいろ疑義があるとされたことの具体的な事例を出していただいて、それについて、どこに計上するのが通例だということがあれば、それを示すことによって政治団体の側にもそういうふうやっていたらいいでしょうし、監査する側も、それを基準に指導ができるというふうに考えております。

【丹下事務局長】 せっかくの第三者的な委員会ですので、政党にいろいろ御協力を賜って、アンケートに対する回答を出していただいて、できれば、次回、あるいは次々回辺りの議論に間に合わせたいと考えております。

【上田委員長】 わかりました。小見山委員、ほかにございませんか。

【小見山委員】 よろしいですか。9ページ目に戻りますが、9ページ目に人件費についてありまして、これは非常に大きな項目としてとらえられていると思うのです。ここどのようにして支出の状況を確認するかということについては非常に大きなポイントです。ただ、人件費につきましては、ちょっと私も、アドバイスを事務局の方からいただいたのですが、これは、領収書は取らなければいけないような、そのようなことになっているようでございます。私ども、人件費として支出されたものについては、このマニュアルの中に、領収書を見なさいというふうに書いていただきたいのです。例えば、現金で渡した場合現金の領収書、普通は、アルバイトの方でもちゃんと書かせられるわけです、コクヨ

の領収書でも、住所、氏名、金額と日付を。ですから、そのようなものをきちんと見ないと、こう監査人に言うことによって、政治団体の方も、それをもらわなければいけないのだという形で支出のチェックをさせていただけないかなというふうに思っております。

【上田委員長】 事務局の考えはいかがですか。

【松崎参事官】 人件費につきましても、領収書の徴収義務が除外されておられませんので、今、小見山委員からお話があったように、領収書を政治資金の会計責任者としては取らなければいけないということにはなっておりませんので、それをきちっと取っていただければ、領収書と会計帳簿を突合することが可能になるかと思えます。実際に、領収書が取られていない場合にどうするかといったことが現場では問題になるのではないかと。それで、マニュアルとして、今、小見山委員がおっしゃるように、領収書をきちっと見ないと。あるいは、銀行口座で振り込みがあれば振込明細とか、そういったものをチェックしなさいということにとどめるのか、あるいは、領収書が徴されていない場合に、どういった資料をもとに、その支出の事実を確認するかといったことまで記載する必要があるかということが論点になるかと思っております。

【池田委員】 源泉徴収簿でチェックできませんか。いずれにしても、税金の問題が発生しますから、常雇いかアルバイトか、それとも期間はどうかとか、日雇いなのかということによって源泉税額の取り方が全部違ってきます、甲欄、乙欄、丙欄とあるわけです。ですから、必ず、それを適用するためには源泉徴収簿をつけていますし、あるいは、家族がどうなっているか、扶養控除の一覧表も出ている。その辺でチェックできるのではないかと思います。

【小見山委員】 私が非常に心配しておりますのは、各政治団体が徴収義務者となっていればいいんですね、源泉徴収義務者に。ほかのところから出向してきているような方とか、徴収義務者の感覚も持っていないようなところとか、そうなりますと、今、池田委員がおっしゃったような、そういう書類をそろえていないのではないかとこのところなんです。ですから、振り込みがあれば、領収書と同じような形で振り込ませていただくと思うんです。しかも、企業からとか、関連会社とか、関連の政治団体とか、わかりませんが、そういうところから来ているような形であれば、そちらへ振り込んで、領収書、源泉は取りません、向こうで取ってもらっていますという形になるんです。ですから、源泉徴収義務の感覚がおありになるかどうか、そこが私は心配です。

【池田委員】 それもやはり指導していかなければいけないということでしょうね。

【上田委員長】 世の中の実態として、かなり領収書のない人件費は会計帳簿に載ってくるんですか。

【池田委員】 あります、領収書を全部取っていませんもの。もう振り込みなんていうと領収書は取れませんからね。

【上田委員長】 振り込みはいいんですが、そうではなくて、現金払いとか。

【池田委員】 現金払いでも取りませんよ、縦横に判を押しなさいと、このまま領収書になるんですからね。

【上田委員長】 学生のアルバイトを3日ぐらい雇った場合、源泉徴収義務が発生するんですか。

【池田委員】 一応発生します。かかる、かからないは別として、徴収義務者、それでゼロですと。

【上田委員長】 ゼロですと出さなければいけないんですか。

【小見山委員】 はい、出さなければいけないです。

【上田委員長】 ああ、そうなんですか。

【小見山委員】 ちょうど7月10日になるんですけど、こういうのをね、紙に「0」と書くんですよ、それで出すんです。

【上田委員長】 ああ、そうですか。その場合は徴収義務者であることが前提なんですか。はい。

【池田委員】 それから、先ほどの領収書の件のあて先は、政治資金規正法第11条で、いいよということですか、書かなくても領収書とみなすということですか。

【林崎政治資金課長】 この3つさえ書いてあれば、どんなでたらめなものでもいいかと言われると、その後に、「その他の支出を証すべき書面」というふうに書いていますので、3つが書いてあって支出を証していると思われれば、あて名の部分が多少違っていても法律上の問題ではないだろうと思われるんですね。

【池田委員】 それは会計責任者が出す領収書でしょう？

【林崎政治資金課長】 いやいや、支出した支出先から、もらったものですね。

【池田委員】 もらったのも一緒に考える？

【林崎政治資金課長】 はい、もらったものです。

【池田委員】 じゃあ、上様も構わないわけですか。

【林崎政治資金課長】 だから、「上様」であつてもだめとは言えない。

【小見山委員】 そうなんです。例えば、私が政治団体を持っていて、「小見山」という政治家にもかかわらず、「池田」という名前とか、ほかの名前の領収書があってもいいんです。ただ、「何のために使ったのか」という質問はするのでしょうかけれども、「一緒にいた池田さんという人に支払いを頼んでおそらく議員が使ったのだと思います」と、会計責任者が、「思います」で終わってしまう可能性があるんですよ。

【林崎政治資金課長】 まあ、そういうことですね。明らかに変だという、こういうのであればどうかという議論はあり得ると思いますけれども、世の中によくありがちな「上様領収書」とか、あて名の字がちょっと違うとか、あるいは、さっき言ったように、二枚看板で別なのが書いてあったとか、そういうところは起こり得るのだらうと思う。

【池田委員】 政治団体がお金を出しますね。そうしたときに、その領収書をもらうのと二通りありますよね。

【林崎政治資金課長】 例えば、A団体、B団体の両方の会計責任者をやっている甲さんがいたとします。甲さんが政治活動、会合をやって金を払ったと。その店側は、「甲さん」と書く場合もあるし、「A団体様」と書く場合もあるし、「B団体様」と書く場合もあるんですよ、おそらく。それで、もらってきた領収書が、実は、活動としてはA団体の政治活動だった。しかし、店側は、いつもBの方が多いので「B団体様」と書いている可能性もある。それは、指導としては、AのものだったらAと直してもらった方がいいですよという指導はしていますけれども、取り直した方がいいと。じゃあ、Bと書いてあるからダメかと言われれば、この法律上、確かに、その場で活動して払ったということを証しているもので、それはいいだらうということなんです。

【池田委員】 その政治団体が応接セットを買ったとしますね。お金を払いますね、領収書をもらいますね。その相手先から「上様」でも構わないんですか。

【林崎政治資金課長】 そういうことです。

【小見山委員】 今、言ったように、かわりに「池田さん」という方が行かれてもらってきて、池田さんの領収書でも、実際に池田さんに渡していることが、「ちゃんと渡したんだ」と言われると、名前が違っていいことになってしまっているんです。

【池田委員】 じゃあ、領収書をどんどん集めたらいいわけじゃないですか。

【林崎政治資金課長】 まあまあ、そういう議論もある。

【牧之内委員】 それは条文上、ギリギリ言ったらそういう解釈も成り立つのでしょうか、この制度の趣旨からして、そういうのをすべてオーケーでございますというよ

うな扱いはできないのではないかと思いますけどね。

【林崎政治資金課長】　　ですから、私どもの方から申し上げているのは、法律上は、ギリギリ言えばそういうことですが、それはまさにこの制度を公開することによって政治活動を適正なものにしていくという趣旨から見て、国民から疑念を持たれるようなものは政治的に非常にリスクがありますということだと思います。ですから、その程度の御指導をいただける方がいいのかなと思います。

【松崎参事官】　　先ほど、領収書についても、監査の実施要領として留意事項をまとめたいということで、今、牧之内委員からもお話があった、監査としては、例えば、あて名がない場合、あるいは、上様領収書の場合、報告書に書くのか、あるいは、指導として、これからはちゃんと正式名称で取りましようということをお願いとか、あるいは、あて名が違うもの、特に政治団体の正式名称が書かれていないものが結構多いのではないかと。「〇〇事務所」とか、国会議員の個人名が入るとか、そういったものについては、やはり、まさにその団体に対する支出であるということを会計責任者に確認するとか、それは口頭であっても、確認することによって初めて、その団体に対して発行された領収書であるということが確認できて、それが領収書として会計帳簿を突合したということが言えるとなると、やはり、監査の場では、領収書について、ある程度、考え方を示していく必要が出てくるのかなと。そうじゃないと、現場でも、名字が違ってても何でもいいのだということで、そのまま通して、いざ、情報開示となったときに名字が違うものが列挙されると、本当に監査したのかと、監査人の方が責任を問われかねないので、そこを何とか避けたいと。

【上田委員長】　　やっぱり、国民の常識として、今、伺っていて、国民がそれで納得してくれればいいですけども、納得してくれないですよ、これ。

【松崎参事官】　　名字が違えば、その事務所の職員であるとか、それをはっきり説明を受けるとか、そのことによって、名字が違う領収書であっても、その団体あてだということを確認したとかいうことが必要になってくる。

【上田委員長】　　会計責任者のヒアリングで、みんな、確認した、確認したといっぱい書かなければいけない。

【小見山委員】　　そうなんです。そこの辺の表現の仕方がね。

【松崎参事官】　　包括的に確認するとか、一々やるとあれなんです、そういうあて名のないものについても当該団体あてであることを会計責任者から間違いはないということ

確認したと。

【小見山委員】 我々、確認書というのをいただきたいのです。この中に入れるべきかどうかわからないのですが、必ず監査人は、自分が監査報告書を出すのと同時に、先方から1枚の紙をいただきます。その1枚の紙に書いてあることは、まず、責任が、二重責任といいまして、監査人の責任が限定されているのです。ここから先は監査人の責任だけでも、その前の書類を用意したり、いろいろなことをやるのはあなたの責任ですということが書いてあります。その次に、こういうことはやっていませんということを彼らから書面でいただくのです。その中に、今、言ったような領収書のこととか、先ほどのお話のようなことの疑義があることとか、いろいろなことも全部ダーッと書かせて、雛形にして、こういうようなものをスタンダードの中で、これを確認してもらいなさいと。それで、会計責任者から一筆いただきなさいと、こういうことは、ぜひ、していただけるとありがたいと私は思います。

【上田委員長】 じゃあ、事務局で検討してください。

【丹下事務局長】 ちょっとこれも補足しますと、領収書というのは、ありのままを出してもらおうというのが基本だと思うんです。仮に、それを全部、政治団体側が書き換えたなら、ひょっとしたら私文書偽造になってしまうかもしれないので、それはまずいと。一方で、監査が入った以上、きちっとこれは見たのだよということを、国民に対して説明できなければだめですから、例えば、今回は、話が出ませんでした。領収書の真正性についてある程度チェックするのか、すなわちこれが架空なのか、あるいは合理的に考えれば真正なものなのかということも、可能な限りマニュアルに書き込んでまいりたいと思っております。

【牧之内委員】 それと、今回の改正では、人件費だけが報告しなくて済むことになったわけで、だから、ほかのお金が人件費になだれ込むというような危険性があるわけです。だから、領収書を取ってというお話がありましたが、まずは、その人件費というものをどういうふうに管理して、この積算はどこにあるのかというようなものを、まずは求める必要があるのだらうと思います。それを、そういうものをつくってもらっておくことが必要で、その書類を、領収書等がいかにか証明していくか、そういう手法をとっていく必要があるのではないかと思います。

【上田委員長】 先ほど冒頭で言われた、透明性の言葉の意味がちょっと話題になりましたが、透明性というのはそういうことなんですね。

【牧之内委員】　　そういうことですね。

【池田委員】　　それから、報酬の考え方も、一番最後なんですけれども。これも少し、考え方だけでも指導すべきだと思います。幾ら幾らで決めたらだめでしょうけれども、考え方だけだったら別に構わないと。

【小見山委員】　　ああ、そうですね。

最後にちょっと、チェックリストをつくっていただいた資料Bですが、これは非常によくできているので私どもは非常にありがたいです。監査人としては、これに「yes」か「no」をつけていけばいい。ただ、最後の方に、3ページ目から文言になっており、ここに書くようになっているんです。チェックリストは、やっぱり「yes」か「no」と書くことに意義があって、これ、あまり書かされますと、ここのチェックリストが調書になってしまう、先ほどの、この議論にまた戻ってしまいますので、私どもとしましては、これは、文言にして、確認した結果がどうであったかということを書かせるのではなくて、何か項目を考えて、それをチェックすれば終わるといような、何かそういうふうに工夫していただけないかなというふうに思うんです。

【上田委員長】　　そうすると、これは37で終わっているけれども、50ぐらいに増えるかもわからないけれども、質問の立て方で。

【小見山委員】　　はい、そうですね。

【上田委員長】　　あるいは、60ぐらいに増えるかもしれませんが、その点、よろしくお願いします。

【丹下事務局長】　　検討します。

【牧之内委員】　　時間がないようですが、資料Aの●のところを本日、議論をしてほしいということだったのだらうと思いますけれども、さっき、会計帳簿の必要記載事項の記載の確認等がありましたが、実態もさることながら、法律を超えて判断をするということちょっと難しいと思いますので、法の範囲内でどこまで解釈可能なのかと、先ほどの住所というものをどこまでとらえるのかという点もあろうかと思いますが。

【上田委員長】　　8ページの一番最後ですか。

【牧之内委員】　　ええ。もう会計帳簿が要らないのだとか、その会計帳簿以外のこういう書類でいいのだというのではなくて、法を踏まえて、規則で非常に細かく様式が示されておりますので、一応それに類するようなものという考え方をとらないといけないのではないかと思いますので、実態と、そのところの兼ね合いをどうするかを、もうちょっと

細かい議論ができるような資料をお願いしたいと思います。

それから、資料Cのところ、あまりよく厳格に目を通しておりませんが、一言だけ言っておかなければならないと思うのは、確認事項のヒアリングで、下から2つ目の「他の政治団体に対する支出があった場合には、支出を受けた政治団体に対してその政治団体の収入に計上されていることの確認を会計責任者に求める」ということで、他の団体の収入のことを、この監査の中でなぜやらなければいけないのか、その意図はわかりますけれども。しかも、その確認を会計責任者に求めた結果、一体何が言えるのかということであって、だから、これはやはり、必要があったとしても、それこそ書くような話ではないのではないかと思います。それだけ私の意見として言っておきます。

【上田委員長】 これも議論が分かれるところだと思いますが、いかがですか。

【小見山委員】 これはもう私も同感です。向こうに聞いたところで、「はい」という答えで終わってしまうと、そこから見に行くこともできなければ、確認できません。ですから、これも先ほど言った確認書の中に、もし書ければ、「こういうことが、ちゃんと向こうの方に書いてあることをあなたは知っていますよね？」というぐらいに書いていただくと文章化できてありがたいかなと思うんです。

【上田委員長】 牧之内委員のお話も、その趣旨ですか。

【牧之内委員】 いや、こここのところで、ヒアリング項目として文章で書くことがいかがかということですか。支出の適正を、支出が事実かどうか、あるいは、それが適法かどうかということまでならいいのでしょうかけれども、相手方の収入に計上されているかどうかということは……。

【小見山委員】 聞くこと自体おかしい。

【牧之内委員】 ええ。支出が現実かどうかということを確認する手段としてのものであれば、それは範囲内に入るとは思いますが、そういう意味です。

【池田委員】 そんな権限はないでしょうね。投げたから受けるよ。

【上田委員長】 事務局から、ちょっと提案理由を。

【松崎参事官】 きょうは谷口委員が御欠席なのですが、谷口委員は、他の政治団体に対する支出というものが、やはり政治団体の資金の流れでは非常に世間からは疑問に思われるところでもあり、今回、監査制度が入ることによって、その点についても何らかの確認が行われるということが、やはり新しい監査制度が入ったということのよい点としてアピールできるのではないかとということで必要性があるというふうにお考えになってまして、

それについては、次回出席された折りに意見を述べたいということをおっしゃっていました。

【上田委員長】　　じゃあ、次回、谷口先生のお話を聞いてから、また考えましょう。牧之内先生、残っているのはどこですか。

【牧之内委員】　　いや……。

【松崎参事官】　　まだあるかとは思いますが、時間も時間なので、次の項目もございますので。

【上田委員長】　　次は、登録政治資金監査人の業務制限が残っていますね。それでは、本日の議題の、この説明をお願いいたします。

【林崎政治資金課長】　　それでは、私、政治資金課長の方から御説明させていただきます。時間もないようですので、手短にお話しさせていただきます。

資料の4です。「登録政治資金監査人の業務制限について」ということで、今回、私どもの方から議題でお願いしたものでございます。そこに条文が書いてありますが、法律の条文には、「登録政治資金監査人の業務制限」ということで、監査人さんが当該団体の代表者、それから会計責任者、あるいは、会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者、職務代行者ということですが、この3つが明確に書かれています。その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は政治資金監査を行うことはできないと書いてあるわけです。この総務省令を私どもの方で定めるわけでありませけれども、この法の書きぶりからいまして、この総務省令で定めるべき者というのは、法律で書かれている3つ、代表者、会計責任者、職務代行者に準ずるものというふうに私どもの方では考えております。

具体的には、その資料にありますように、1つは、親族関係に着目して、配偶者といったような方がこれに当たるのではないかと。それから、2つ目は、当該団体との関係に着目いたしますと、当該団体の役職員を御本人がされているといったような場合、あるいは、「2号団体」というふうに呼んでおりますけれども、税制上の措置を受けられる団体で、国会議員の候補者を推薦・支持することを本来の目的としている団体につきましての、その当該候補者に監査人さん御本人がなっている場合、こういったものが当たるのではないかとというふうに考えている次第でございます。

政党助成法などの規定ぶりも参考にしながら、今回の監査人につきまして、私どもとしては、このような形でいかがであろうかというふうに考えておりまして、この際、御意見

をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この点について、御意見はございますか。配偶者、当該政治団体の役職員、それから寄付団体、寄付金控除を受けられる団体の候補者。

【池田委員】 その議員さんの確定申告をやっている税理士はだめということですか、これは構わない？

【林崎政治資金課長】 いえ、ある国会議員さんの確定申告をお手伝いされている税理士さんということであれば、ここで挙がっているような関係にはならないです。

【池田委員】 それから後援会がありますね。

【林崎政治資金課長】 はい。例えば、A国会議員さんを後援している団体、その団体に対して寄付すると、寄付した者が寄付金控除を受けられる団体ですね。その団体があったとして、その団体の役職員をされていると、監査人さん、あるいは監査人さんの奥さんが役職員をされているような場合だったら、ちょっとその団体はだめだろうといったようなことだろうと思います。

【池田委員】 後援会の会長が監査人になれないということですか。

【林崎政治資金課長】 後援会の会長さんというのは、ここで言う代表者に当たると考えればいいですかね、後援会の、政治資金規正法における届出上の代表者、あるいは会計責任者等に当たっていればいけないだろうということになると思います。あるいは、後援会の役職員であってもだめだということだと思います。

【牧之内委員】 当該国会議員関係政治団体でなければいいんでしょう？

【林崎政治資金課長】 それはそうですね。

【牧之内委員】 実質上、後援会であっても。

【林崎政治資金課長】 はい、それはそうです。当該団体の役職員をやっている方はできませんということです。これは、どの程度の関係の方々までをだめとやるかという、監査の公平性の信頼といったようなものと、一方で、今回、全く画期的に新たに立ち上げる仕組みというもの、立ち上げの段階にあるということと、なかなか悩ましい部分ではあるのですが、最低限、この程度の範囲の方はだめということではいかがかなというふうに考えております。

【池田委員】 税理士会の中で、税理士だけによる後援会というのがあるんですよ、A議員の税理士だけの後援会。後援会のメンバーは全部税理士なんです。その会長はAさんの監査人になれないわけですか。

【小見山委員】 当該政治団体でなければよろしいと。

【林崎政治資金課長】 当該団体はだめですけれども。話が2つあると思うんですが、Aさん本人の税理士さんとしてお仕事を助けておられるという話と、Aさんを応援している後援会の役職員であるという話で、その当該団体の役職員であれば、当然のことながら、その団体の監査はできません。

【池田委員】 だめですか。

【林崎政治資金課長】 ええ、当該団体の監査はできません。

【松崎参事官】 国会議員の先生の小選挙区の支部の監査はできますけれども、〇〇先生を応援する税理士の会という政治団体の監査を会長さんや、会計責任者の方がやるのはまずいと。それは別の方にやっていただくということです。

【池田委員】 ああ、了解、わかりました。

【小見山委員】 私は、いずれにしても、多くの人に登録政治資金監査人になっていただきたいのです。ですから、今このような形で非常に狭めていただいたのは非常にありがたいことだと思っておりますので、こういう形でよろしいのではないかと思います。

【牧之内委員】 継続してずっとできるという形になっていきますか、今。

【林崎政治資金課長】 今のこの書きぶりだと、それは可能です。

【牧之内委員】 それはどうですか。

【小見山委員】 それもよろしいと思います。というのは、今、私ども、大企業並びに上場企業のみ、ローテーションというんですが、5年ルールでローテーションで責任者をかえなさいと定めています。ただ、非上場の会社とか、任意監査の場合、これは全く問題がないという形になっておりますので、これはもうそれと同じような形で考えてよろしいと思います。

【上田委員長】 何か不都合がございますか。

【牧之内委員】 いやいや、同じ人がずっとやるよりは、途中で新しい目とか、新しい血が必要かどうかということですが。

【池田委員】 世間から見ても、例えば、会計士は7年でしたか、5年かな。

【小見山委員】 5年と7年です。

【上田委員長】 でも、それぞれ、職業倫理の強い業種なので大丈夫だと思います。

【林崎政治資金課長】 今、いろいろ御示唆いただいたようなことを踏まえて進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 では、次ですが。

【松崎参事官】 もう1点、資料5と資料6につきましてお願いします。

【上田委員長】 「登録政治資金監査人の登録に係る広報等について」、お願いします。

【松崎参事官】 資料5と6でございます。資料5についてですが、登録は9月から受付を開始する予定ですが、相当数の方を確保しなければいけませんので、有資格である弁護士、公認会計士、税理士の方々に、この制度を理解して登録していただくために、この資料5にありますような内容を含んだリーフレットを作成いたしますとともに、それぞれ、各士業団体の方にお問い合わせいただき、会員個人に伝わるツールを活用させていただくことで周知、広報に努めていきたいということでございます。

資料6ですが、資料6につきましては、前回の委員会で登録申請書の様式を御決定いただいております。それを踏まえまして、この資料6にありますような内容で申請書を用意したいと考えております。総務省のホームページからダウンロードできるようにするとともに、この印刷物も用意したいと考えております。

なお、前回御指摘いただきましたことについて若干御説明をさせていただきます。資料6、8ページを御覧いただきたいと思います。登録申請書の記入例ですが、弁護士、公認会計士、税理士の資格取得年月日、資格番号というところに、やや疑義が生じるということでしたので、この点につきまして、それぞれの名簿に登録を受けた年月日、登録番号を記入するというのを、記入例のところに明記して誤解のないようにしたいと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 はい、よろしいですね。

では、本日の議題は以上でございますが、そのほかの事項につきまして、事務局からありましたら、お問い合わせいたします。あわせて、次回の委員会の日程についても御説明をお願いいたします。

【丹下事務局長】 本日は本当に活発な議論をありがとうございました。各委員からいただいた意見をもとに、次回以降に備えまして、特に意見の相違があった項目等について、その具体的な選択肢、あるいは実務的な解決法があるかどうかについて、さらに詰めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど申し上げましたように、本日5時半から記者のブリーフがございます。資料1から6まで、このうち1、2については用語の使い方など、御意見を賜ったものが

ありますので、未定稿の形で公表させていただきたいと考えているところでございます。

それから、きょうの委員会の議事要旨ですが、あすの夕方ぐらいに、あらかじめ御指定をいただきました各委員の連絡先に御連絡させていただきますので、よろしく願いしたいと思っております。

次回の委員会ですが、日程調整をさせていただきました結果、今月の29日（火）の午後、行わせていただきたいと思いますと考えております。

それから、その先のことになりますが、8月8日（金）も委員さんの方々の御都合がほぼよろしいということで、その日も開催し、あわせて2回ぐらい議論を重ねまして、ある程度の、粗々の方向性、あるいは中間的な取りまとめに持っていかたいと考えております。と申しますのも、9月からもう登録が始まりますので、その前に、ある程度のアウトラインがわからないと、監査を引き受ける方も、どうしていいのかわからない部分がございますので、一層の審議に御協力を賜りたいと思います。どうもありがとうございました。

【上田委員長】 はい、どうもありがとうございました。本日は長時間にわたり熱心に御審議いただきましてありがとうございました。